

新旧対照表

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて（令和4年11月18日財関第843号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第 843 号 令和 4 年 11 月 18 日 改正 財関第 1108 号 令和 7 年 11 月 13 日 <u>改正 財関第 387 号</u> <u>令和 8 年 3 月 31 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり、水産庁長官から依頼があったことから、令和4年12月1日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員及び関係者へ周知願いたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: right;">4 水漁第 1134 号 令和 4 年 11 月 18 日 改正 7 水漁第 1179 号 令和 7 年 11 月 13 日 <u>改正 7 水漁第 1695 号</u> <u>令和 8 年 3 月 31 日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">水産庁長官</p> <p>水産流通適正化法に係る通関の際における取扱いについて（依頼）</p> <p>1 規制の対象となる水産動植物等 (1) 特定第一種水産動植物等</p>	<p>特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第 843 号 令和 4 年 11 月 18 日 改正 財関第 1108 号 令和 7 年 11 月 13 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、水産庁長官から依頼があったことから、令和4年12月1日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員及び関係者へ周知願いたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: right;">4 水漁第 1134 号 令和 4 年 11 月 18 日 改正 7 水漁第 1179 号 令和 7 年 11 月 13 日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">水産庁長官</p> <p>水産流通適正化法に係る通関の際における取扱いについて（依頼）</p> <p>1 規制の対象となる水産動植物等 (1) 特定第一種水産動植物等</p>

新旧対照表

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて（令和4年11月18日財関第843号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>① 特定第一種水産動植物は、次に掲げるものをいう。</p> <p>i 特定第一種第一号水産動植物 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）、あわび及びなまこの3魚種をいう（水産流通適正化法第2条第1項第1号及び第2項、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号。以下「施行規則」という。）第1条）。</p> <p>ii 特定第一種第二号水産動植物 くろまぐろ（重量が30キログラム以上のものに限る。）をいう（水産流通適正化法第2条第1項第2号及び第2項、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第16条の2）。</p> <p>② 特定第一種水産動植物等は、特定第一種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいい、別紙1のとおりである（水産流通適正化法第2条第3項、施行規則第2条、令和4年農林水産省告示第940号（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第2条及び第4条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を定める件。以下「農林水産省告示」という。）第1号）。</p> <p>(2) 特定第二種水産動植物等</p> <p>① 特定第二種水産動植物は、さば、さんま、まいわし及びいかの4魚種をいう（水産流通適正化法第2条第7項、施行規則第3条）。</p> <p>② 特定第二種水産動植物等は、特定第二種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいい、別紙2のとおりである（水産流通適正化法第2条第8項、施行規則第4条、農林水産省告示第2号）。</p> <p>2 通関時における規制の内容</p> <p>(1) 特定第一種水産動植物等取扱事業者（水産流通適正化法第2条第5項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。）は、特定第一種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物）が水産流通適正化法第2条第6項各号のいずれかに該当する旨を証する農林水産大臣又は水産流通適正化法第14条第1項に規定する指定交付機関が交付する証明書（以下「適法漁獲等証明書」という。）（別紙様式）を添付してあるものでなければ、当該特定第一種水産動植物等を輸出してはならない（水産流通適正化法第13条第1項）。</p> <p>(2) 特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書（以下「適</p>	<p>① 特定第一種水産動植物は、うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）、あわび及びなまこの3魚種をいう（水産流通適正化法第2条第1項、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号。以下「施行規則」という。）第1条）。</p> <p>なお、うなぎの稚魚については、令和7年12月1日から規制対象となる（施行規則附則第1条）。</p> <p>② 特定第一種水産動植物等は、特定第一種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいい、別紙1のとおりである（水産流通適正化法第2条第2項、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第2条及び第4条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則第2条及び第4条の農林水産大臣が別に定めて告示する加工品を定める件（令和4年農林水産省告示第940号。以下「農林水産省告示」という。））第1号）。</p> <p>(2) 特定第二種水産動植物等</p> <p>① 特定第二種水産動植物は、さば、さんま、まいわし及びいかの4魚種をいう（水産流通適正化法第2条第4項、施行規則第3条）。</p> <p>② 特定第二種水産動植物等は、特定第二種水産動植物及びこれを原材料とする加工品をいい、別紙2のとおりである（水産流通適正化法第2条第5項、農林水産省告示第2号）。</p> <p>2 通関時における規制の内容</p> <p>(1) 特定第一種水産動植物等取扱事業者（水産流通適正化法第2条第3項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。）は、特定第一種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第一種水産動植物）が漁業法その他の関係法令に違反して採捕されたものではないこと等に該当する旨を証する農林水産大臣が交付する証明書（以下「適法漁獲等証明書」という。）（別紙様式）を添付してあるものでなければ、輸出してはならない（水産流通適正化法第10条第1項）。</p> <p>(2) 特定第二種水産動植物等は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書（以下「適</p>

新旧対照表

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて（令和4年11月18日財関第843号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>法採捕証明書」という。)等を添付してあるものでなければ、輸入してはならない（水産流通適正化法第31条）。</p> <p>3 税関への確認依頼事項 (1) (省略) (2) 特定第二種水産動植物等関係 ①及び② (省略) ③ 次の場合は、②の一部を省略することができる。 i 採捕漁船が施行規則第49条第2項第1号に掲げる要件のいずれかに該当する漁船（小型漁船）の場合 ii (省略) ④～⑨ (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>(別紙1：特定第一種水産動植物等)</p> <p>1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。）の輸出統計品目表第0301・92号、<u>第0301・94・200号</u>、第0307・81号及び第0308・11号の品目欄に掲げるもの並びに同表第0302・35・200号の品目欄に掲げるもの（ラウンド(RD)、えらはら抜き(GG又はSD)及びドレス(DR)に限る。)</p> <p>2 (省略)</p> <p>上記1及び2に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当するうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のものをいう。）、アワビ、<u>ナマコ、くろまぐろ（重量が30キログラム以上のものに限る。）</u>に係る品目のみが確認対象となる。</p> <p>うなぎの稚魚、アワビ及びナマコ (省略)</p> <p><u>くろまぐろ</u> 輸出統計品目番号 品目（代表例） 0301 94 200 くろまぐろ（トウヌス・オリエンタリス）（活）</p>	<p>法採捕証明書」という。)等を添付してあるものでなければ、輸入してはならない（水産流通適正化法第11条）。</p> <p>3 税関への確認依頼事項 (1) (同左) (2) 特定第二種水産動植物等関係 ①及び② (同左) ③ 次の場合は、②の一部を省略することができる。 i 採捕漁船が施行規則第25条第2項第1号に掲げる要件のいずれかに該当する漁船（小型漁船）の場合 ii (同左) ④～⑨ (同左)</p> <p>4 (同左)</p> <p>(別紙1：特定第一種水産動植物等)</p> <p>1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。）の輸出統計品目表第0301・92号、第0307・81号及び第0308・11号の品目欄に掲げるもの。</p> <p>2 (同左)</p> <p>上記1及び2に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当するうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のものをいう。）、アワビ、ナマコに係る品目のみが確認対象となる。</p> <p>うなぎの稚魚、アワビ及びナマコ (同左)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて（令和4年11月18日財関第843号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>0302 35 200 <u>くろまぐろ（トゥヌス・オリエンタリス）（生鮮・冷蔵）</u></p> <p>※ <u>2026</u>年1月1日版輸出統計品目表に基づく。</p> <p>（別紙2：特定第二種水産動植物等）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 大蔵省告示の輸入統計品目表第0302・99号の2の(1)、第0303・53号、第0303・54号、第0303・59号、第0303・89号、<u>第0303・99号の2の(1)</u>、第0304・49号、第0304・59号、第0304・89号、第0304・99号、第0305・39号、第0305・54号、第0305・59号、第0305・69号、第0305・79号の2の(2)及び(3)、第0307・43号、第0307・49号、第1604・13号、第1604・15号並びに第1605・54号の品名欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号）第3条各号に掲げる水産動植物に係るものに限り、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭を主たる原材料とするものを除く。）。</p> <p>（省略）</p> <p>※ <u>2026</u>年1月1日版輸入統計品目表に基づく。</p>	<p>※ <u>2025</u>年1月1日版輸出統計品目表に基づく。</p> <p>（別紙2：特定第二種水産動植物等）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 大蔵省告示の輸入統計品目表第0302・99号の2の(1)、第0303・53号、第0303・54号、第0303・59号、第0303・89号、<u>第0303・99の2の(1)</u>、第0304・49号、第0304・59号、第0304・89号、第0304・99号、第0305・39号、第0305・54号、第0305・59号、第0305・69号、第0305・79号の2の(2)及び(3)、第0307・43号、第0307・49号、第1604・13号、第1604・15号並びに第1605・54号の品名欄に掲げるもの（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第39号）第3条各号に掲げる水産動植物に係るものに限り、肝臓、卵、舌、頬、頭部又は鰭を主たる原材料とするものを除く。）。</p> <p>（同左）</p> <p>※ <u>2022</u>年4月1日版輸入統計品目表に基づく。</p>